

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 3 年 12 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年補正予算関連）の成立後、令和 3 年度分の普通交付税の算定方法の改正を行う必要があるため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律により、令和 3 年度に限り、「臨時経済対策費」が創設されることから、当該費目における測定単位の数値の算定方法や補正係数に関する規定を新設。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律により、令和 3 年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」が創設されることから、当該費目における測定単位の数値の算定方法に関する規定を新設。

3. 施行期日

普通交付税の額の変更決定日（令和 3 年 12 月 24 日予定）に公布・施行予定

令和三年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令について

令和3年12月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

地方交付税法第16条第1項は、4月、6月、9月及び11月以外に普通交付税を交付することを予定していない。このため、法案成立後速やかに普通交付税の額の変更決定及び現金交付を行えるよう、同条第2項の規定に基づき、12月の地方交付税の現金交付の特例を設ける必要がある。

2. 省令案の内容

地方交付税法第16条第1項においては、12月に特別交付税の交付を予定していることから、令和3年度分の地方交付税に限り、12月に同月分の特別交付税の額と再算定後の追加交付に要する普通交付税の額との合算額を交付できる旨の地方交付税の交付額の特例を定める。

3. 今後の予定

普通交付税の額の変更決定日（令和3年12月24日予定）に公布・施行予定

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令について

令和 3 年 12 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

地方財政法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の額（臨時財政対策債の発行可能額）を既に決定された額から、普通交付税の再算定後も異動させないため、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成 13 年総務省令第 109 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

臨時財政対策債の発行可能額の算定の基礎となる控除前財源不足額に用いられた基準財政需要額（臨時財政対策債への振替前）を、令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政需要額（臨時財政対策債への振替前）とする。

3. 施行期日

普通交付税の額の変更決定日（令和 3 年 12 月 24 日予定）に公布・施行予定